

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第142号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年7月31日（土） 15時12分ごろ	
発生場所	愛知県蒲都市沖（三河湾北東部） 三河港海陽ヨットハーバー西防波堤灯台から真方位286° 330m付近 （概位 北緯34° 48.3′ 東経137° 15.8′）	
事故等調査の経過	平成22年8月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 A 水上オートバイ ラーク、0.1トン 243-36036三重、個人所有 B 水上オートバイ 真一・三号、0.1トン 250-50318大阪、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型船舶操縦士 B 船長B、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	A 負傷 1人（船長A） B なし	
損傷	A 船首部上面外板擦過傷 B 船底に擦過傷	
事故等の経過	A船及びB船は、それぞれ船長1人が乗船し、中部ジェットスポーツ連盟主催の水上オートバイの競技会に参加し、平成22年7月31日15時10分ごろ同時にスタートした。 A船は、B船に先行する態勢となった際にバランスを崩し、スピンしながら右舷方向に向きを変え、B船の進路上に進出した状況となり、15時12分ごろA船の船首上面外板と航走波で浮き上がったB船とが衝突した。 船長Aは、衝撃で海上に投げ出され、うつ伏せになって浮いていたところ、近くで警戒していた救助艇に救助され、待機していた医師により救命処置がとられ、病院に搬送された。 船長Aは、肩部を打撲し、海水吸引による肺炎にかかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海気：波高 約40～50cm、潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	船長A及び船長Bとも救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり B あり A なし B なし A なし B なし A船及びB船は、三河湾北東部において水上オートバイの競技中、先行するA船が、バランスを崩してB船の進路上に進出し、両船が衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船及びB船が三河湾北東部において水上オートバイの競技中、先行していたA船がバランスを崩してB船の進路上に進出したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	--